

2021年6月23日

大阪市長 松井一郎 殿
大阪市教育局教育長 山本晋次 殿

大阪労働者弁護士
代表幹事 森 博



〒530-0047 大阪市北区西天満 4-10-19-603

電話 06-6364-8620 FAX06-6364-8621

大阪市立木川南小学校長の提言に関する要請書

私たちは、当地大阪において、働く者の生活と権利、並びに労働者団結を擁護することを目的として、相談・弁護・調査・研究・提言・広報等の活動を行っている弁護士のグループです。

本年4月25日、大阪では3回目となる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されましたが、その直前の同月19日、松井一郎大阪市長は、宣言が発令されれば市内小中学校は原則オンライン授業に切り替えるとの発言を行いました。そして、大阪市教育局は、宣言発令翌日の26日よりオンライン学習と対面授業を併用するとの方針を学校現場に通知しました。その結果、準備が整わない学校現場は混乱を極め、児童生徒・保護者・教職員に大きな負担がかかることになったと聞き及んでおります。

本年5月17日、大阪市立木川南小学校の久保敬校長は、同校の教育責任者としての立場から、松井大阪市長宛に「大阪市教育行政への提言」と題する文書を提出し、その内容が報道されました（以下「本件提言」といいます）。本件提言は、「子どもたちが豊かな未来を幸せに生きていくために、公教育はどうあるべきか」につき、教育の本質に立ち返って論じたうえで、最後に次のように述べて締め括っています。

「オンライン学習などICT機器を使った学習も教育の手段としては有効なものであるだろう。しかし、それが子どもの『いのち』に光が当たっていなければ、結局は子どもたちをさらに追い詰め、苦しめることになるのではないだろうか。今回のオンライン授業に関する現場の混乱は、大人の都合による勝手な判断によるものである。

根本的な教育の在り方、いや政治や社会の在り方を見直し、子どもたちの未来に明るい光を見出したいと切に願うものである。これは、子どもの問題ではなく、まさしく大人の問題であり、政治的権力を持つ立場にある人にはその大きな責任が課せられているのではないだろうか。」

このように、本件提言は、大阪市長の上記発言とこれを受けた大阪市教育局の方針を批判す

るものであり、これがSNS等で広まったことから、大阪市長及び大阪市教委は、久保校長の責任を追及する姿勢を明らかにしているとのことです。

しかしながら、小学校長も労働者であり、使用者としての立場にある市や教育委員会に対し、労働者としての権利を守るために批判的意見を述べることは、それが真実ないし真実相当性を有する限り許されると判例上解されています。このことについては、既に、民主法律協会が大阪市長及び大阪市教委に対し書面を提出し、さらに、本件提言に共鳴する各層の団体が同旨の要望書等を提出しているところです。

よって、当弁護団は、上記各団体の行動を支持する旨表明するとともに、久保校長に対する責任追及等の不利益制裁がなされないことを強く要請するものです。

以上